

平成21年度第38次宇都宮市住居表示等審議会（第2回）会議録

1 議題

(1) 築瀬町、平松本町及び下栗町の各一部の区域をもって、町の境界を変更することについて

①区域内説明会の結果報告について

②新たな町の区域について

(2) その他

2 開催日時

平成22年1月22日（金曜日）

開会 午前10時30分 閉会 午前11時40分

3 開催場所

宇都宮市役所 14階 14A会議室

4 出席委員 熊谷浩一委員、小林幸雄委員、篠崎茂雄委員、添田包子委員、鷹賀芳男委員、宮原和博委員、八城光男委員、齋藤寧委員、篠塚善一委員、篠塚克夫委員、山澤秀章委員、草野諫委員、田村英二委員

5 欠席委員 七原延元委員

6 幹事 吉澤信二市街地整備課長

7 事務局 市民生活部及び市民課職員

8 公開・非公開の別 公開

9 傍聴者 なし

10 会議の状況

会長 皆様、こんにちは。会長を仰せつかっております郵便事業株式会社宇都宮東支店の宮原と申します。会議の進行につきましては、皆様のご協力をいただきたいと存じます。

ただいまから、第38次宇都宮市住居表示等審議会第2回会議を開催いたします。本会議は公開が原則となっております。

はじめに、本日の会議の定足数などについて事務局から報告願います。

事務局 本日の出席委員数は、14人中13人でございます。委員定数の半数以上の委員の皆様が出席されており、宇都宮市住居表示等審議会規則第4条第2項に規定する定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立していることをご報告いたします。

なお、七原委員は、本日、所要のため欠席させていただきたいとのご連絡をいただいております。

以上で報告を終わります。では、会長よろしくお願ひいたします。

会長 はい、ありがとうございます。大変申し訳ありませんが、座ったままで進めさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

本日の会議は、要件を満たしているということでございます。また、

傍聴の方もおいでにならないとのことなので進めさせていただきます。

まず、本日の会議録署名委員の選任を行いたいと思います。会議録署名委員には、鷹嘴委員と田村委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

全委員

異議なしの声あり。

会長

はい、ありがとうございます。異議なしということでございますので、よろしくお願ひいたします。

会長

さて、前回の第1回審議会で、市長から諮問を受け、諮問事項につきまして審議を行いました結果、新たな町の区域（案）につきましては、地元から要望のございましたとおり、現在の町の境界を考慮し、境界が複雑に入り組んでいたところについて、恒久的な施設である直近の道路を用いて、分かりやすい分け方とした原案が決定されました。

本日は、昨年の12月17日に区域内説明会を開催しましたので、事務局から説明会の報告をいたします。事務局からの報告後、新たな町の区域について再度ご審議いただき、審議結果に基づき、市長への答申（案）を決定してまいりたいと考えております。

皆様から忌憚のないご意見をいただきまして、議事を進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

会長

それでは、議事に入ります。「築瀬町、平松本町及び下栗町の各一部の区域をもって、町の境界を変更することについて」のうち、「①区域内説明会の結果報告について」を議題といたします。

前回の審議会で決定された案について、区域内の皆様に充分にご理解を深めていただくために、区域内説明会を開催しましたので、結果につきまして事務局からお願ひいたします。

事務局

はい。それでは、着席のままご説明させていただきます。

スクリーンをご覧ください。こちらは、前回の審議会でご審議いただき決定となりました原案でございます。この案をもって、開催した区域内説明会の報告をいたします。

はじめに、説明会開催の周知と併せて、町の境界案を区域内の皆様にお知らせいたしました。具体的には、平成21年12月2日、3日に事務局が、居住者の皆様や法人、事務所等の方々に開催のお知らせを全戸配付させていただきました。

説明会につきましては、平成21年12月17日本曜日午後7時から、横川地区市民センターにおいて開催し、25名の参加をいただきました。

説明会の中では、諮問区域の概要、新たな町の境界案及び町の境界変更実施後の手続について説明いたしました。ご参加いただきました皆様から、次のようなご質問をいただきました。

まず、町の境界変更についての今後の周知はどうするのかというご質問につきましては、告示後に町の境界変更を実施した際の住所、本

籍の表し方や住所変更に伴う手続方法などの詳細をお知らせする予定であることをご説明し、納得していただきました。

また、平成通りを町の境界とする案は考えられなかつたのかというご質問につきましては、自治会関係者の皆様や組合関係者の皆様で構成された検討委員会において検討する際に、平成通りを境界とする案がありました。住民の方々のご意見が充分反映されるよう慎重に検討を重ねました結果、現在の町の境界を勘案し、現在の町の境界に最も近い道路を境界案として決定されましたことを説明し、ご理解をいただきました。

説明会当日は、この他当審議会の案に対するご意見、ご質問は特にございませんでした。

その他として、説明会にご参加いただけなかつた方から、1件ご意見がありましたのでご報告いたします。ご意見の内容といたしましては、「町の境界が変更になることに伴い、自分の住所の町の名称も変わってしまうことが、どうしても納得できない」また、「町名が変更になる当事者に、何も相談がなかつたことに対し不満がある」とのご意見でございました。

なお、町の境界が変更になることに伴い、自分の住所の町の名称も変わってしまう方は、今のところ建物でおよそ40箇所程度あり、その中の1軒からのご意見でございます。

こちらのご意見につきまして、具体的にご説明いたしますので、もう一度スクリーンをご覧ください。なお、個人情報保護等の関係から実際の図で示すことができませんので、ご了承ください。

現在、こちらの街区は、水色で表示されましたA町と桃色で表示されましたB町との町の境界となっております。今回、ご意見をいただいた方のお住まいは、Aと示された建物でございます。こちらの町の名称はA町となっておりますが、町の境界が変更されますとB町になります。このことにつきまして、長年、A町に居住しているため、町の名称が変更になると生活が一変してしまうので、道路ではなく、街区の中央で区切ることにより、町の名称を変えないでほしいとの強いご要望でございました。

このご要望に対しまして、事務局から、新たな町の境界の原案は、関係自治会や組合関係者の皆様により構成された検討委員会において検討を重ね、現況に近い道路を境界としており、区域内に係る全ての自治会の総意であることをご説明し、ご理解を求めましたが、ご納得いただくことができませんでした。

事務局といたしましては、今回の審議会にご要望を説明し、ご要望も踏まえて審議していただくことをお伝えしました。

以上、ご説明してまいりました説明会の結果や住民の方のご意見を踏まえまして、再度ご審議をお願いしたいと存じます。

以上で、事務局からの説明を終わります。会長、よろしくお願いいいたします。

会長 事務局から報告をいただきました。ただいまの報告を踏まえまして「②新たな町の区域について」の審議に移ります。

事務局からの報告にありましたように、一住民の方から原案とは異なる要望をいただいているとのことですので、1回目の審議会で検討委員会の経過についてご説明していただいている田村委員に再度ご説明していただき、皆様に審議していただこうと思いますが、いかがでしょうか。

全委員 異議なしの声あり。

会長 異議なしということでございますので、よろしくお願いいいたします。

委員 よろしいですか。それでは、前回の第1回の審議会でも申し上げましたが、下栗・平松本町の区画整理事務所におきまして、検討委員会が全部で5回ほど開催されまして、それぞれの単位自治会から、自治会長をはじめ町内の役員数名が参加いたしまして、色々検討いたしました。そして先ほどお話がありましたように、元の町の境界に近い線に沿って区画整理で出来ました街区に面した道路で分けようということで意見がまとまりました。そこで、検討委員会の結果をそれぞれの自治会に持ち帰りまして、今度は単位自治会内で検討いたしました。

実は、私の自治会でも、先週の16日土曜日に役員会が開かれまして、横川地区市民センターでの説明会の事も含めまして報告いたしました。町の境界については、今回の要望書のとおりになりますことを、自治会内の住民の皆様には私から説明をいたしました。

他の自治会については、当然、それぞれの自治会役員あるいは住民の代表の方、その検討委員会に出席した委員の方が、今も問題にありましたように、町名が変わるような区域にお住まいの方には、充分説明されているのではないかと思っていましたが、ただいまの事務局からの報告を聞きまして、それほど数は多くないと思いますが、そういう方がいらっしゃるということに少し驚いております。

いずれにしましても、経過につきましては、検討委員会と各自治会の役員会等で案が決まりまして、要望書にまとめて、今回、地元の自治会の総意として提出いたしました。

会長 前回と同じような内容になりますが、以上でございます。

委員 ありがとうございます。ただいまのご説明を踏まえまして、皆様からご意見がございましたら、頂戴してまいりたいと思います。

会長 よろしいですか。先ほど事務局から、1軒の方がお話を聞いていないというご報告がありました。ただ今の報告を聞きますと、検討委員会の中で、皆さんのが意見を出し合って、それを地元に持ち帰り結論を出したことがわかります。私としましては、段階を経て充分に検討を重ねた結果、地元の意見が反映された案であると思います。

ここで、事務局にひとつ確認をしたいのですが、町の境界を街区の中央で区切るという考え方方が適切なのかどうか、その辺りを再度ご説明いただきたいと思います。以上です。

事務局

会長、よろしいでしょうか。

会長

では、事務局からお願ひいたします。

事務局

ただいまのご質問につきましてお答えいたします。

町の境界の設定につきましては、本市の上級官庁である栃木県から指導をいただいており、町及び字は、住所の表示等に使われておりますので、その境界は、恒久的な施設である道路、鉄道、水路など地形上明確なもので境界を区切ることが適當と指導されております。

また、町界や字界が、道路、水路等の側線で定められていない場合や飛地がある場合におきましても、住民に分かりやすい町界や字界とする必要があるため、町又は字の変更をする必要があるとの指導もあります。

以上、県からの指導を踏まえますと、繰り返しになりますが、町及び字につきましては、道路、水路等地形上明確なもので区切ることが適當であると判断しております。

会長よろしくお願ひいたします。

会長

ただいま、事務局からの説明が終わりましたが、いかがでしょうか。

他にご意見がある方はいらっしゃいますか。

委員

よろしいですか。ひとつの街区の真ん中で町境を引くということにつきまして、私の所属しております法務局の行政上で支障が生じるということは特段ないのでですが、一般論として申しますと、住む人の土地を一筆の土地に合筆するということは、町の区域が異なると合筆はできないと不動産登記法令上なっております。

たとえば、スクリーンのAの方が、将来、B、C、Dの土地を買いまして合筆したいとか、あるいは、B、C、Dにお住まいの方が、将来Aの方の土地を買いまして合筆したいということになった場合に、街区の真ん中を町の境界としてしまいますと、合筆というものは、町の区域が異なるために、合筆ができなくなるという不便が生じることになり、問題があるということをご指摘したいと思います。

会長

他の方でどなたかご意見等ございましたら、頂戴してまいりたいと思います。

委員

ただいまの市からの説明、また委員のお話にもありましたように、街区の中央で町を区切るというのは適切ではないということであったかと思います。確かに住所等が変わる方につきましては、本当に忍びないところではありますし、また、お気持ちちは大変よくわかりますけれども、歴史的にみても、市の中心部をはじめ、住居表示等で地名が変わったという例はたくさんございます。

今回、区域の変更に当たっては、地域の方々の希望でもありますし、また、それによって地域の方々にも分かりやすく、また利便性も向上するということではありますので、その方には申し訳ないのですが、ご同意いただくのが妥当ではないかと私は思います。

会長 はい、ありがとうございます。先ほどから、委員の皆様また事務局からもそれぞれご意見を頂戴いたしました。最終的には、お住まいの方に対する丁寧な説明が重要になってくるのではないかと思います。

今までの説明また皆様のご意見をまとめますと、恒久的な施設である道路等を用いた分け方が妥当ではないかということになるかと思いますけれども、他にどなたかご意見等はございますか。

委員 私はこの区画整理事業の中の一役員でございます。ただ今出た問題は私の町内の方ですが、このことにつきましては、色々ないきさつがあります。おそらく、ご本人は市にも行ったと思います。その時に、横川地区市民センターで説明会をやったときの通知が漏れていたとか、市民課の説明、対応が悪いとか、ひとつについては、先ほども出ましたように、検討委員会や自治会の中であったかもしれないが、町名が変更になる方については再度説明すべきだというような話をしたそうですが、果たしてそういうことをして大きな事を守れるのか、一線を引けるのかと私は疑問に思っているところでございます。やはり、市の対応はきちんと論理に基づいた話をし、理解を求めるような方法でないと我々の末端の事業に関わるようなことになります。何故かというと、仮換地中のこの方が、私の所に文書を持ってきて、変わらなければ審議会でどう決まろうと私は最高裁まで裁判で戦うと言いました。そうなりますと、私たちの今事業をやっているところの仮換地指定、事業修復ができない。果たしてそういうことがあっていいのか。530名からの事業組合員がいるわけですから、この法律に沿って例えばそういう形になった時に、そのような対応について誰が責任を取るんだという問題を今役員同士で話をしているところでございます。

そうしたことを踏まえると、因果関係があるんですね。はつきり言いますと、日常生活の中で、後ろの方とその方との今までの色々ないきさつがあるために、後ろの方とはいっしょに生活したくない、同じ町内になりたくないというような日常生活での問題が今大きく取りざたされている。先ほども言いましたように、市民課に行った時の対応が一番悪いとはつきり話しておりました。どういう対応をしたか私は知りませんが、本来の問題が提起されずに、そういう感情論で論議されている。ですからルールはルール、ただいま説明があったかと思いますが、我々がルールを知っていても駄目なのです。やはり関係する方々が出てきた時には、その方にきちんと理解を求めるだけの説明をしてほしいと思います。これが、ひとつの縦割り行政の欠陥なのか、そんなことまで私は考えました。

今、大きな法律論議でいいのならば、地区外も含めると530名近く、地区内では約300名余の住民の皆さんがいらっしゃいますが、その中の25名の方が説明会に出席した。法的にこの説明会で本当にいいのかという問題まで指摘されましたが、私はそういう内容は分かりません。ですから、この前の会議で私が申しましたように、寒い日の暑い日の駐車場がないと言うのではなくて、平松本町にも下栗1丁目にも公民館があるわけですから、なるべく多数の地域の方々が出席してその説明を受けられるという配慮が大事ではないでしょうか。1日だけでなく、別の日に下栗、次の日に平松をというような配慮があれば、出席できなかつたとしてもやむを得ないのではないかという話にもなるでしょうが、その配慮がないから、先ほども言ったように、市に苦情に行った際の対応が悪いという話にまで発展してきたわけです。そういうことで、私の方の事業として、そういう問題があったならば、法的に難しい論議はしてもらいたくありませんが、一応、私の立場を貫いてもいいかなという考えを持っております。

ですから結果として原案どおりに決まれば、それはやむを得ないと思いますけれども、私としましては、出来ることならば、そういう方については、背割りになつてもやむを得ないと思います。なぜかというと、はつきりした住所の線が引けないからです。南側は先ほどのAさんが全部持っています。北側については3人の方でございますが、これについてはきちんと背割りについても、新たに線が引かれていますので、どうしても川、道路そういうもので背割りするならば、色々な問題がないということかもしれません、このような問題を抱えている時には、あえてそのような形にしてもやむを得ないのではないかでしょうか。

そういう問題を踏まえて申しますと、これから、宇大東南部が区画整理されてきますが、その時には、平松本町、下栗町も考えなくてはいけないでしょう。これは一大事業の中で大きく住居が変わるでしょうという言い方をしています。ですから、そういうことではなく、決められたものがあるならきちんとルールに基づいてやるべきであるのに、そういうことを言うから裏口があつて何とかなるのではないかということになってくるので、対応する方がきちんとしていただきたいというのがひとつ。

それとこの説明会の資料についても、町の境界をきちんと色分けしていただいたのですから、色分けして線を引けばいいのに、引かれていないものがいってしまっています。これも大変なことです。書類上もきちんとしていただかないと、私は困ります。我々地元役員に苦情がきますが、その苦情に対応しきれません。ですから私としては、皆さんが言っているように色々な問題があると思いますが、その背割りで出来るものならばやらせていただきたい。今後、我々の下栗・平松

の区画整理事業にも根幹することでございますので、私一委員としてお願いをしていきたいと思います。よろしくお願いします。

会長 はい。貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。ただいまのご意見にもございましたように、これまでお互いのそれぞれの歴史もあるようでございますし、また、今回の町界変更後に対する説明のあり方等についても、感情的になっているという部分もあるようあります。他にご意見ございましたら、お伺いしたいと思います。

委員 よろしいでしょうか。ただ今のお話を聞きますと、色々と感情論とかそういったものもあるようですが、やはり、こういう町割りというものは、ある程度将来的にみてもしっかりとした形で残しておいたほうがいいのではないか、分かりやすくしたほうがいいのではないかと私は思います。

説明会になる前に、色々と地元の役員の方たちが検討委員会を開いてそういう形になり、地元にもある程度周知していたということもあります。その他にも、市で説明会を開く前に、各戸に説明会の資料を配付したことについて、もう少し詳しくお話していただきたい。

それから、町の境界の変更ですけれども、確かに住居表示の場合は、道路などはっきりと境界のわかるもので町の境界を決めて行くというようなことがあったかと思います。今回は、町の境界の変更ではありますが、元々は住所の変更もあるのではないか。そのようなことから、道路などはっきりとしたわかりやすい町界で区切ったほうがいいと思います。

会長 はい、ありがとうございます。いろいろと皆様からご意見を頂戴しております。ここで、事務局にも、もう一度考えていただくことで、休憩とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
それでは休憩といたします。11時10分から再開ということでよろしくお願ひいたします。

【休憩後再開】

会長 休憩前に引き続き再開いたします。
ただいま皆様から大変貴重なご意見を頂戴いたしました。ご意見が分かれている部分もございますので、この間の市の対応につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局 市民課長の鈴木でございます。それではご説明させていただきます。
はじめに、先ほどおっしゃられておりましたポスティングの件につきましては、私どもの職員が、区域内の全戸に一軒一軒ポスティングをいたしました。申し出のありました方には、ご親族の方とお会いしておりますので、間違いなく書類はお届けしてございます。

続きまして、市民課へは2回ほどいらっしゃいましたが、その際に、私どもは、地元説明会にいらしてない方でしたので、3点ほどご説明させていただきました。

まず、今回の町の区域の変更というのは、地元の方々の要望書をいただいて、私ども市民課が事務局として現在、業務を担当しているという状況をご説明いたしました。

次に、その要望書に基づき、第1回審議会で決定しました原案について、地元の皆様にご理解を深めていただくために、地元説明会を開催し、変更後の手続等について併せてご説明させていただきました。

また、今後の対応といたしまして、地元説明会に出席された方々とその方からいただきましたご意見について、第2回審議会の中で一緒に披露し、充分検討させていただくことをご説明したところでございます。以上でございます。

会長 ありがとうございます。それでは他にご意見等ございますか。

委員 よろしいですか。地元の1軒の方から、道路などで区切る案に対して反対が出ているということですが、地元の方々の総意がない限り、やはり変更はできないのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

会長 はい。色々ご意見を頂戴しておりますが、当審議会といたしまして、一定の方向性を導き出していくことになるかと思います。

そこで、新たな町の区域について意見をまとめたいと思いますがいかがでしょうか。異議あり、なし、という皆さんのご意見を頂戴したいと思います。

委員 その内容によってですね、意義あり、なしと言うのは。

委員 初めのお話ですと、今日は町の区域について再度審議し、答申案を決定する日程でいくということで、予定では審議会は今回の第2回をもって終了となることだと思います。

会長 しかし、もし今回で意見がまとまらないような場合には、その対応策として、審議会をもう一度開催するということもあるのでしょうか。

事務局 会長 いかがでしょうか。

事務局 会長 といましては、ただ今ご審議いただいている内容について、今回、答申案としておまとめいただければ、最初にご説明した日程のとおり進めさせていただき、3月の議会に付議する運びとなります。

副会長 また、今回の審議ではまだ不充分、さらなる審議が必要であるというご意見でまとまった場合には、第3回審議会を開催することになると思います。いずれにしましても、今後の審議の結果により進め方も変わってくるものと考えます。

副会長 本日はありがとうございます。長い間、検討委員会でそれぞれの自治会の代表の方が、1年以上にわたって素案をお作りいただいたということにまずひとつお礼を申し上げます。合わせまして、今回この第38次の審議会に対して、一般公募という形でお二人の方のご配慮をいただいている。

先ほど委員のご発言にもありましたように、町の境界の定め方に沿った原則的なものが当然出てきているし、それを踏まえて、私どもはこの2回目の審議会に臨ませていただいたと思っております。

大変僭越でございますが、前回第1回の審議会には、会長さんがおいでいただかなかつたので、副会長である私が進行を務めさせていただきました。そこで、皆さんのお手元にご送付をされております議事録の10ページを開いていただけるとありがたいと思います。中段になりますけれども、「第2回の住居表示等審議会は、来年の1月中旬を予定しております。そして12月17日に地元の説明会を行い、第3回審議会は1月下旬を予定しています。」という今後のスケジュールについて事務局から説明をいただきました。この第1回の時には先ほどの公募委員の方から横川東小学校の体育館での集まりの方が、皆さんの足の便がいいのではないかという地元説明会場のみのご意見がありました。第1回審議会は、原案をもって、地元説明をいたしますよということで、検討委員会から出された案をベースにして、地元説明をしますという決定をしたと理解をいたします。

次に、たまたま第3回の審議会を1月下旬に予定しておりますというのですが、今日は1月22日です。この第3回を第2回として、反対者への説明時間が欲しいと思います。

どこまでも説明に当たっては、境界は道路、水路などの地形で区切る。そのように、人間的な形の中で、その反対の人たちに現状とこれから展望までお話し、あくまでも理解を求めるという態度でフォローをする。そしてそれをもって、第3回の審議会をもう一回聞く形ではいかがだろうかと思います。

蛇足になります。私も自治会の役員をさせていただいております。ですから、先ほど公募委員の方が自治会の役員会の会合を持っていますよということで、本当に、検討委員会に出ていたりする自治会長さんをはじめ、長の付いている人の心労は大変なものだと思います。自治会活動の中で、私どもは行政との協働問題も大変大事にしているござります。でも喜びは、ひとりひとりの自治会の会員の人たちが、自分がここに住んでよかった、自分たちの自治会だと思ってもらえる。そのことが、それぞれの自治会に課せられる夢だと思っておりますから、この際、公募委員の方には大変ご苦労かもしませんが、この審議会でのあり方というものをご説明をしていただき、自治会の皆さんのご理解をいただければありがたいと思います。

また、蛇足になりますけれども、反対意見については本審議会で背負いきれないものが出てくるかもしれません。それは、この前の総合計画の中でもはつきりしているし、今行革の中で最終的なまとめの段階に来ているわけですから、相互行政との協働という形の中での活かし方もあるわけです。反対意見だけがあまりにも具体的で表面に出で

しまうのは、望ましくないと思います。そういうものを心に留めながら、審議会は審議会としてのやり方で皆様の思いをまとめ、次回第3回の審議会を開いていただくということいかがでしょうか。

会長

事務局側として何かございますか。

事務局

事務局といたしましては、審議会にお諮りいたしましたご意見を尊重して、審議会を運営していくかなければいけませんので、審議の中でそのような方向性でご意見がまとまりましたら、それに沿って進めていくことになろうかと考えております。

会長

はい。先ほど、副会長からもお話を聞いていただきました。今回の第38次に当たりましては、それぞれ各町内会等で色々とご努力をしていただいて、今回の原案というものができたのだろうと考えております。そのような中で、若干反対されている方もおいでになるでしょうし、説明などが、若干不足しているという部分もあるだろうと思われます。

副会長のお話にもありましたように、皆さんがあん検討委員会で出されたものを、もう一度その方向性でご説明していただくという形で進めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

事務局

それでは、ただ今副会長からご提案がありましたように、審議会を当初計画しましたとおり、もう一度第3回として開催し、その間、事務局、市側からご説明しご納得いただくよう努力するという方向性をご承認いただければ、そのように進めさせていただきたいと思います。日にちもありありませんので、スケジュールについても再度詰めさせていただきたいと思います。

会長

ただいまの事務局の説明ですと、審議会をもう一回聞くということになりますけれども、先ほど申し上げたましたとおり、1年以上時間を費やしていただいて、今回の原案は出来ておりますので、時間的にはあまりございませんけれども、事務局、行政側から説明していただくという方向性で進めていくということでよろしいでしょうか。

委員

よろしいですか。先ほどの会長のお話ですと、この審議会の中で決まった原案をもって反対者に説明するということですね。

委員

事務局の方で説明に行ってくれるということですか。

事務局

はい。

委員

ちょっとよろしいですか。ただ今の原案で説明に回る話ですが、その場合ですね、どうしてもその方に納得していただけない場合には、ここに、「審議会の議事は出席委員の過半数で決し…」と書いてありますね。納得いただけなくとも、次の審議会で賛否を取って決めるということでおよろしいのですか。そこまで言わないのでですか。それともこれをなくすとか。

もう多数決で決めるということですね、わかりました。

委員

この原案をもって、もう一度説明していただくわけですよね。原案の修正というのにはあり得ないですか。もう道路でないと絶対駄目だ

ということですか。それでは、一旦持ち帰って検討してもあまり先に進まないですよね。3月議会にも間に合わないですよね。

会長

これまで、それぞれの立場からご意見、ご説明をいただいてまいりました。道路、鉄道や水路によって区域割りをしていくというのが望ましいこと、また、何度も繰り返しになりますけれども、1年以上にわたって、時間を割いて、町の境界案を作っていただいたことがございました。

検討委員会で作成していただきました案を踏まえて、今回の住居表示等審議会はスタートしておりますので、基本的には皆さんがあなたお作りになつていただいたものをベースとして、次回の審議会の中で最終的には多数決という形で進めさせていただくようになるかと思います。

よろしいでしょうか。そのことについて、皆さんに賛成、反対のいずれかに挙手をしていただくようになりますけれども、今私がお話をしたとおり、第38次審議会として時間を費やし、今回の原案を出していただき、それをベースにして、再度ご説明していただいた後、次回の第3回審議会において決定をさせていただきたいと考えております。おそらく、最終的には多数決になつてしまうかと思いますけれども、この間、しっかりと説明をしていただきながら、進めたいと見えます。

それでは、その方向で進めさせていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。一応、私を含めて13名の方がおいでになりますので、決を取りたいと思います。今、私から提案させていただいた方に賛成をしていただけるという方は挙手をしていただきたいと思います。挙手をお願いできますか。

会長

9名の方が賛成でよろしいですかね。12名中9名の方が賛成で、過半数は超えておりますので、この方向性で進めさせていただきたいと思いますので、委員の皆様また行政側についても、お骨折りをいたくようになるかと思いますけれども、どうかひとつ、よろしくお願ひをいたします。

事務局

ただ今の多数決の結果を受けまして、第3回の審議会を企画させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

会長

それでは、第3回の審議会をまた近々に開催をするということになりました。限られた時間ではございますけれども、ご説明をしていただきまして、できる限りご理解をいただくように、気持ちが和らげるような形でお話をさせていただきたいと思いますので、どうかひとつよろしくお願ひをいたします。

本日はこれをもちまして、第2回の審議会を終了とさせていただきたいと思いますけれども、事務局から何かござりますか。

事務局 第3回審議会の開催につきましては、持ち回りでご連絡をさせていただきます。その中で、思うような進展は期待できないと思いますが、出来る限りご納得いただけるようご説明しました経緯などについてご報告させていただきたいと思います。

以上をもちまして、本日の議事を終了させていただきます。

会長 本日はお忙しいなか、お集まりいただきまして、貴重なご意見等を皆様から頂戴しながら、進めてまいりました。第3回の審議会に向けて、限られた時間ではありますけれども、皆様にはご足労をおかけいたしますが、どうかひとつ、よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、第2回の審議会を閉会とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

会議録署名委員

鷹南芳男

会議録署名委員

田村菜二